

部分意匠登録事例研究

— 類否判断を中心に —

平成 23 年度 意匠委員会（第 2 委員会）部分意匠・画像部会

茅野 直勝(部会長), 伊藤孝太郎, 岡崎 博之, 木下 實三, 仲村 圭代,
中村 希望, 仁科 勝史, 野田 薫央, 廣田 美穂, 宮地 正浩

要 約

意匠委員会第 2 委員会部分意匠・画像部会（第 1 部会）は（以下単に「第 1 部会」とする）、部分意匠制度に関する調査及び研究を目的として、2010 年より立ち上げられた旧第 5 部会における調査・研究を引き継いだ部会である。

前年度（2010 年）の部会では、当該制度の運用開始からこれまでに蓄積された、主に部分意匠に関する判決を収集し、これらを主に類否判断を中心として紹介した（参照：パテント 2011 年 2 月号, Vol64）。しかしながら、部分意匠の類否について争われた判決は未だ数が多いとは言える状況にない。そこで、本年度（2011 年）の第 1 部会では、特許庁における部分意匠登録事例について、主に類否判断を中心に研究を行うこととした。

目次

1. はじめに
2. 研究対象の選定方法
3. 部分意匠登録事例
4. 最後に

1. はじめに

特許庁意匠審査基準によれば、部分意匠における類否判断の基準は概ね次の 4 つの要件で判断される（注 1）。すなわち「①部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること」、「②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること」、「③部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること」、「④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での

位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること」である。

これら①から④までの要件を全て満たしたとき、対比される部分意匠と公知の意匠は類似することとなるとされている。これを逆に考えたならば、これら 4 要件の一つでも満たしていない場合には、対比される両意匠は非類似ということになる。

冒頭の「要約」でも述べたように、本年度（2011 年）の第 1 部会は、研究対象を特許庁における部分意匠登録事例にするとしたが、その上で次にどのような方法で当該研究を行うかが問題となった。部会内で色々と議論した結果、研究の方法について、まず特定の物品分野を選定し、当該分野における部分意匠として登録されている事例の中で、更に本意匠－関連意匠として登録されているものを研究の対象としてみる案が上がった。この方法によれば、本意匠同士では非類似と判断された意匠と、各本意匠に類似すると判断された関連意匠の状態が明確になるためである。

この方法は、文章で説明してもわかり難いので、実際に当部会で研究した事例を挙げて説明する。以下の登録事例を見て頂きたい。

(互いに非類似と判断された、各本意匠 1166383 号、本意匠 1166385 号、本意匠 1166388 号)

事例: 非類似の本意匠3件		
本意匠 1166383 出願番号 2001-34778 出願日 2001.11.28 発行日 2003.3.4	本意匠 1166385 出願番号 2001-34788 出願日 2001.11.28 発行日 2003.3.4	本意匠 1166388 出願番号 2001-34812 出願日 2001.11.28 発行日 2003.3.4
コメント欄 ①物品: 同一(携帯電話機) ②部分の機能等: 類似 ③部分の形態: 類似 ④部分の位置・大きさ・範囲: 非類似		

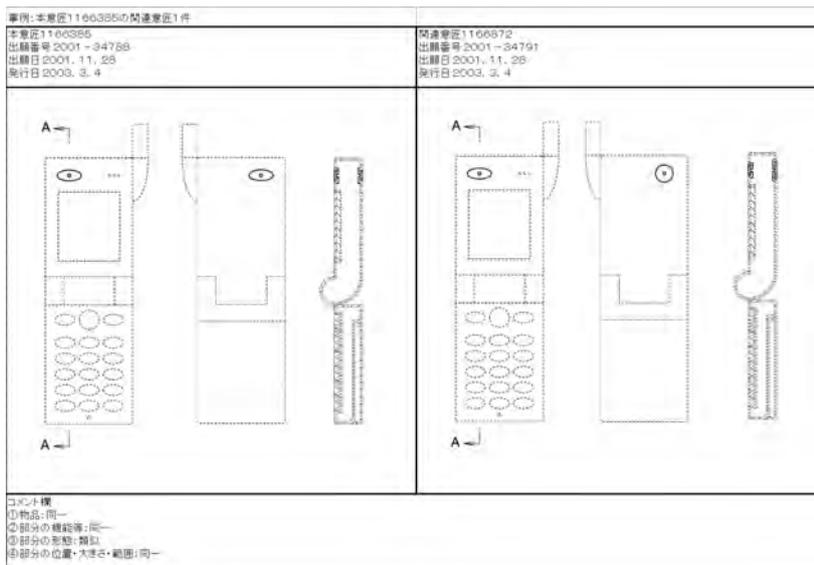
これら3件の部分意匠登録事例は、全て本意匠であり、本意匠同士では、審査上、それぞれが非類似の独立した意匠として登録されている。何れの携帯電話機もカメラ部を部分意匠として意匠登録を受けたものと思われる。

しかしながら、このように本意匠同士を比較しただけでは、審査上どこに類否判断の分れ目(基準)があったのかを明確に判別するのが難しい場合がある。そこで次に、これら各本意匠に類似するとして登録された各関連意匠との関係を見て頂きたい。

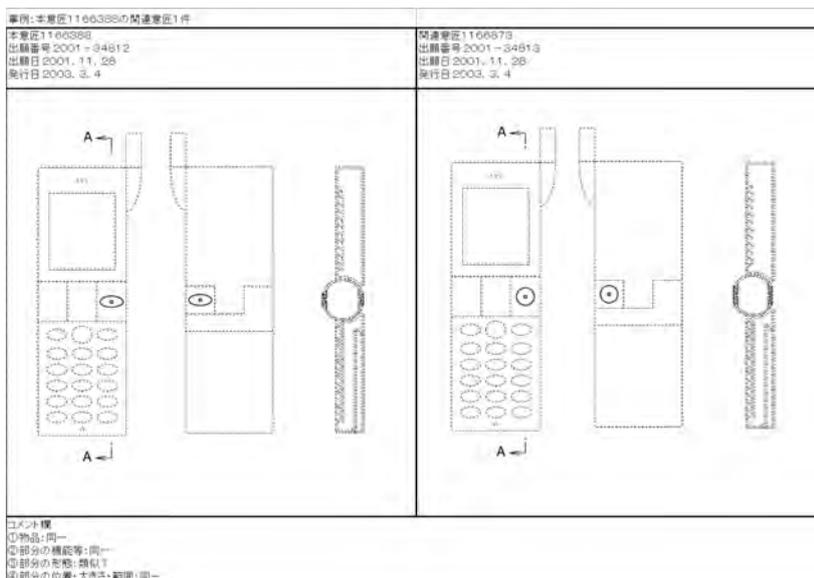
(類似と判断された、本意匠 1166383 号と関連意匠 1166871 号)

事例: 本意匠1166383の関連意匠1件	
本意匠 1166383 出願番号 2001-34778 出願日 2001.11.28 発行日 2003.3.4	関連意匠 1166871 出願番号 2001-34779 出願日 2001.11.28 発行日 2003.3.4
コメント欄 ①物品: 同一 ②部分の機能等: 同一 ③部分の形態: 類似 ④部分の位置・大きさ・範囲: 同一	

(類似と判断された、本意匠 1166385 号と関連意匠 1166872 号)



(類似と判断された、本意匠 1166388 号と関連意匠 1166873 号)



この結果、上記登録事例の場合は、いわゆるパーティタイプの携帯電話機と、折り畳みタイプの携帯電話機の相違等があることから、前記した類否の4要件のうち、④の対比される部分の位置・大きさ・範囲について、同一等でないため、両意匠は非類似として登録されたものと理解され得る。

このように、本意匠同士だけを見た場合は類否の基準がはっきりとしない場合であっても、関連意匠との関係まで含めて検討した場合は、どこに類否の基準があるか明確になることも多いと思われる。

そこで、本年度(2011年)の第1部会では、可能な限りの部分意匠登録事例を収集し、上記のようなレジュメを各担当者が作成し、部分意匠登録事例から類

否判断の基準を明確にする作業を行い、これを会員に提供することを研究のテーマとした。

2. 研究対象の選定方法

研究に先立ち、まず研究対象の選定方法を検討した。検討の結果、本年度の研究対象分野として、最初に携帯電話機(特許庁意匠分類コードH7-43、但し旧分類コードも含む)を選定した。選定の理由は、当該分野は意匠出願・登録件数が多いため、それだけ興味深い事例が存在する可能性も高いと考えられたためである。

事例収集に用いる調査端末は、特許庁電子図書館(IPDL)等を利用した。特許庁電子図書館について

は、2011年の6月頃（正確な日付は定かではないが）から検索結果のサムネイル表示が可能となったため、これを利用することとした。

選定範囲は、原則的に部分意匠制度が導入された後の案件とし、その中で部分意匠として意匠登録がされ、かつ本意匠－関連意匠の関連付けを持って登録された案件に絞り込むことにした。対象をこのように絞り込むことにより、前記した部分意匠の類否判断基準が明確にするための研究対象が得られるためである。

検索の結果、携帯電話機の意匠については、全144件の本意匠がヒットした（2011年6月11日時点の検索結果）。しかしながら、これら144件の本意匠全てを検討するには月に一度の部会では時間が足らなくなる可能性があったため、更に絞り込み、特に興味深いと思われる案件を部会員全員で検討した結果、全31件の登録事例を選定対象として決定した。

また、携帯電話機の次は、包装用容器の意匠を研究することとした。包装用容器についても携帯電話機と同様の手法で研究対象を絞り込んだ結果、63件の登録事例を抽出した。

このように研究対象となる登録事例を選定した上で、これら事例を当部会内で検討するべく、一定の書式で定めたフォーマット（エクセル表）を作成した。先に紹介した事例は、そのフォーマットで作成されている。フォーマットは、上欄に各本意匠の登録番号、出願番号、出願日、公報発行日を記載し、中欄に各意匠の代表的な図面を掲載した。下欄はコメント欄とし、特許庁審査基準71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」以下に定められた部分意匠における類否判断の4要件について簡単に事例との当てはめを試みた。

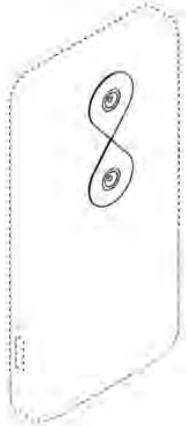
そこで、以下に本年度（2011年）の研究成果の一部を紹介したい。

3. 部分意匠登録事例

(1) 携帯電話機についての研究成果の一例

事例A

A-①（互いに非類似と判断された本意匠1417055号、本意匠1417054号、本意匠1412271号）

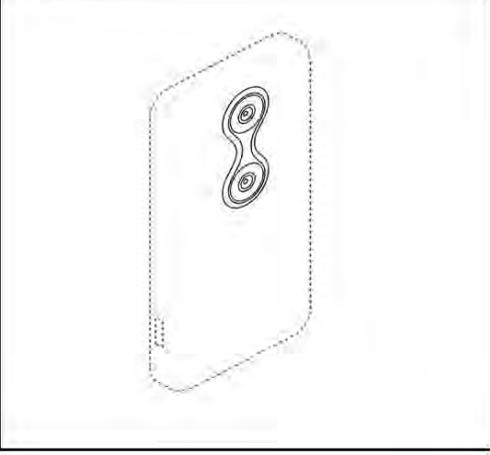
非類似の本意匠3件		
本意匠1417055 出願番号2010-18972 出願日2010.8.4 発行日2011.6.20	本意匠1417054 出願番号2010-18971 出願日2010.8.4 発行日2011.6.20	本意匠1412271 出願番号2010-18974 出願日2010.8.4 発行日2011.4.25
		
コメント欄 ①物品：同一(カメラ付き携帯電話) ②部分の機能等：類似(カメラ部) ③部分の形態：非類似 ④部分の位置・大きさ・範囲：類似(カメラ部)		

これら3件の各本意匠は、携帯電話機のカメラ部に
つき、それぞれ非類似の意匠として登録されたもので
ある。しかしながら、一見しただけでは、どこに非類
似のポイントがあるかを明確に断ずるのは容易ではな
い。そこで、以下に各本意匠と関連意匠の関係を検討
してみる。

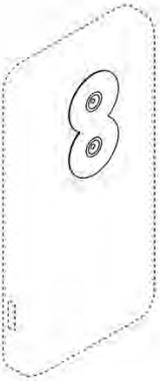
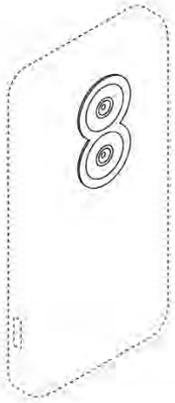
A-② (類似と判断された、本意匠 1417055 号と関連意匠 1417187 号)

本意匠1417055、関連意匠1件	
登録1417055 出願番号2010-18972 出願日2010.8.4 発行日2011.6.20	登録1417187 出願番号2010-18976 出願日2010.8.4 発行日2011.6.20
	
<p>コメント欄</p> <p>①物品:同一(カメラ付き携帯電話機)</p> <p>②部分の機能等:類似</p> <p>③部分の形態:類似</p> <p>④部分の位置・大きさ・範囲:類似</p>	

A-③ (類似と判断された、本意匠 1417054 号と関連意匠 1417186 号)

本意匠1417054、関連意匠1件	
登録1417054 出願番号2010-18971 出願日2010.8.4 発行日2011.6.20	登録1417186 出願番号2010-18973 出願日2010.8.4 発行日2011.6.20
	
<p>コメント欄</p> <p>①物品:同一(カメラ付き携帯電話機)</p> <p>②部分の機能等:類似</p> <p>③部分の形態:類似</p> <p>④部分の位置・大きさ・範囲:類似</p>	

A - ④ (類似と判断された, 本意匠 1412271 号と関連意匠 1412375 号)

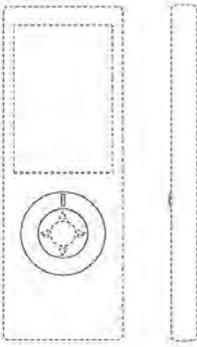
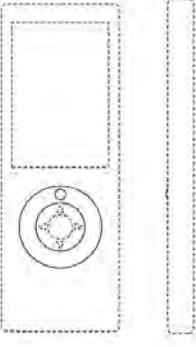
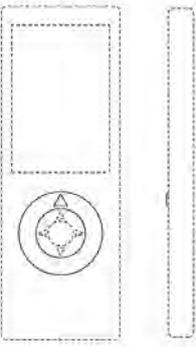
本意匠1412271、関連意匠1件	
登録1412271 出願番号2010-18974 出願日2010.8.4 発行日2011.4.25	登録1412375 出願番号2010-18977 出願日2010.8.4 発行日2011.4.25
	
コメント欄 ①物品: 同一(カメラ付き携帯電話機) ②部分の機能等: 類似 ③部分の形態: 類似 ④部分の位置・大きさ・範囲: 類似	

このように本意匠と関連意匠の関係を通して見ると、事例A - ①で挙げた3件の本意匠は、カメラ部の中央括れ部の態様がそれぞれ明確に異なっており、当該部分に特徴があるため、非類似と判断されたものと

理解され得る。

事例B

B - ① (互いに非類似と判断された本意匠 1304237 号, 本意匠 1304238 号, 本意匠 1295065 号)

事例*: 非類似の本意匠3件		
本意匠1304237 出願番号2006-09036 出願日2006.4.7 発行日2007.6.25	本意匠1304238 出願番号2006-09037 出願日2006.4.7 発行日2007.6.25	本意匠1295065 出願番号2006-09038 出願日2006.4.7 発行日2007.8.25
		
要部の縦断面	要部の縦断面	要部の縦断面
コメント欄 ①物品: 同一(無線電話機) ②部分の機能等: 類似(操作部を回転させ、操作部上に配置された操作ボタンを押すことで、操作部周囲に記載された文字列等を選択) ③部分の形態: 非類似(正面視における二重円の外形は共通するが、操作ボタンの形状が異なるため) ④部分の位置・大きさ・範囲: 類似		
出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指令→修正書提出→登録 ※要部の縦断面形状は、1295065とほぼ同一	出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指令→修正書提出→登録	拒絶理由通知なし・登録

これら3件の本意匠の相違は操作部上に配置された矩形、円形、三角形状の操作ボタンである。そこでこれらの関連意匠について検討すると以下の通りである。

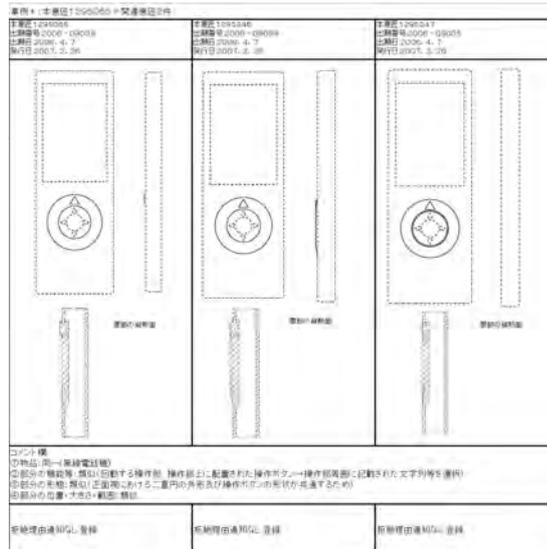
B-② (類似と判断された, 本意匠 1304237 号と関連意匠 1304640 号及び関連意匠 1304641 号)

事例*: 本意匠1304237+ 関連意匠2件		
本意匠 1304237 出願番号 2006-09036 出願日 2006. 4. 7 発行日 2007. 6. 25	本意匠 1304640 出願番号 2006-09030 出願日 2006. 4. 7 発行日 2007. 6. 25	本意匠 1304641 出願番号 2006-09031 出願日 2006. 4. 7 発行日 2007. 6. 25
コピノ機 ①物品:同一(無線電話機) ②部分の機能等:類似(操作部を自動させ、操作部上に配置された操作ボタンを押すことで、操作部周面に記載された文字列等を選択) ③部分の形態:類似(正面視における二重円の外周及び操作ボタンの形状が共通するため) ④部分の位置・大きさ・範囲:類似		
出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指示→補正書提出→登録 ※要部の断面形状は、1296066とはほぼ同く	出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指示→補正書提出→登録	出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指示→補正書提出→登録

B-③ (類似と判断された, 本意匠 1304238 号と関連意匠 1304642 号, 関連意匠 1304643 号)

事例*: 本意匠1304238+ 関連意匠2件		
本意匠 1304238 出願番号 2006-09037 出願日 2006. 4. 7 発行日 2007. 6. 25	本意匠 1304642 出願番号 2006-09032 出願日 2006. 4. 7 発行日 2007. 6. 25	本意匠 1304643 出願番号 2006-09033 出願日 2006. 4. 7 発行日 2007. 6. 25
コピノ機 ①物品:同一(無線電話機) ②部分の機能等:類似(自動する操作部、操作部上に配置された操作ボタン→操作部周面に記載された文字列等を選択) ③部分の形態:類似(正面視における二重円の外周及び操作ボタンの形状が共通するため) ④部分の位置・大きさ・範囲:類似		
出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指示→補正書提出→登録	出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指示→補正書提出→登録	出願番号特定通知書→拒絶理由通知(9条2項)・協議指示→補正書提出→登録

B - ④ (類似と判断された, 本意匠 1295065 号と関連意匠 1295246 号, 関連意匠 1295247 号)

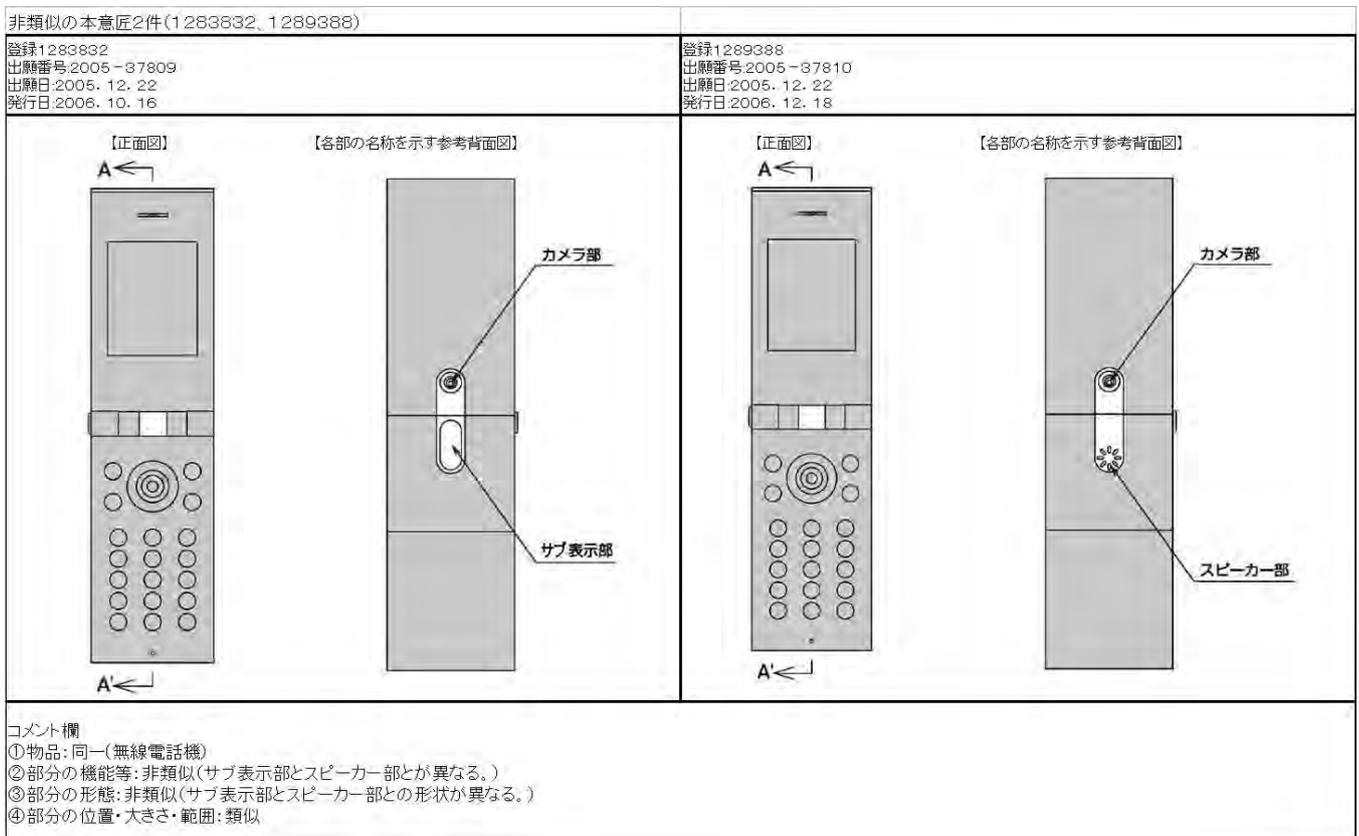


B - ②, B - ③, B - ④の各事例を見ると, 実線で表された二重円の操作部が前方に突出または陥没, 傾斜等している点に相違があるものの, 操作部上部に配置された矩形, 円形, 三角形形状の操作ボタン部は共通

している。よって, 事例Bにおいてはやはり当該操作ボタン部が類否の決め手となっていることが理解される。

事例C

C - ① (互いに非類似と判断された本意匠 1283832 号, 本意匠 1289388 号)



事例CのC - ①は, 何れの本意匠も灰色に着色された部分以外の部分 (明調子で表された部分) が意匠登録を受けようとする部分である。電話機のヒンジ部分

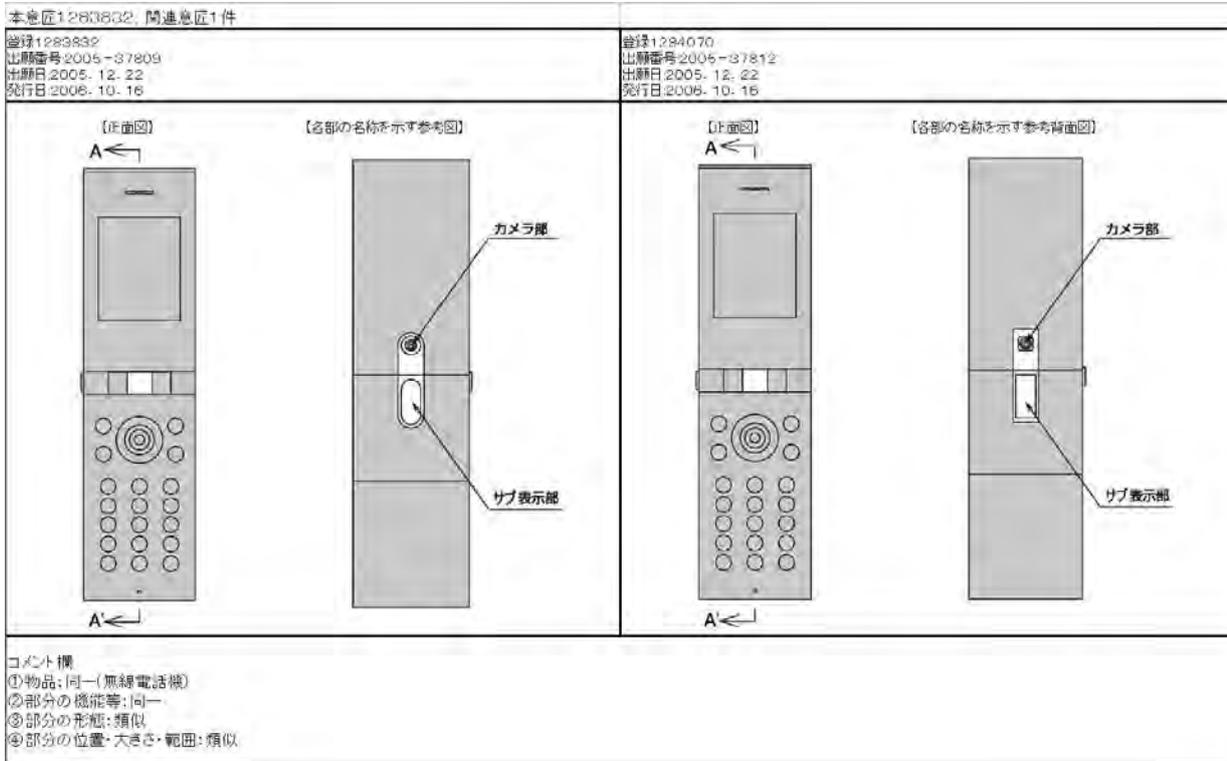
外側に設けられた長円状の態様は共通しているが, 本意匠 1283832 号の長円下部は「サブ表示部」であるのに対し, 本意匠 1289388 号の相当部分は「スピーカー

部」であるため、意匠登録を受けようとする部分の機能等が異なる。

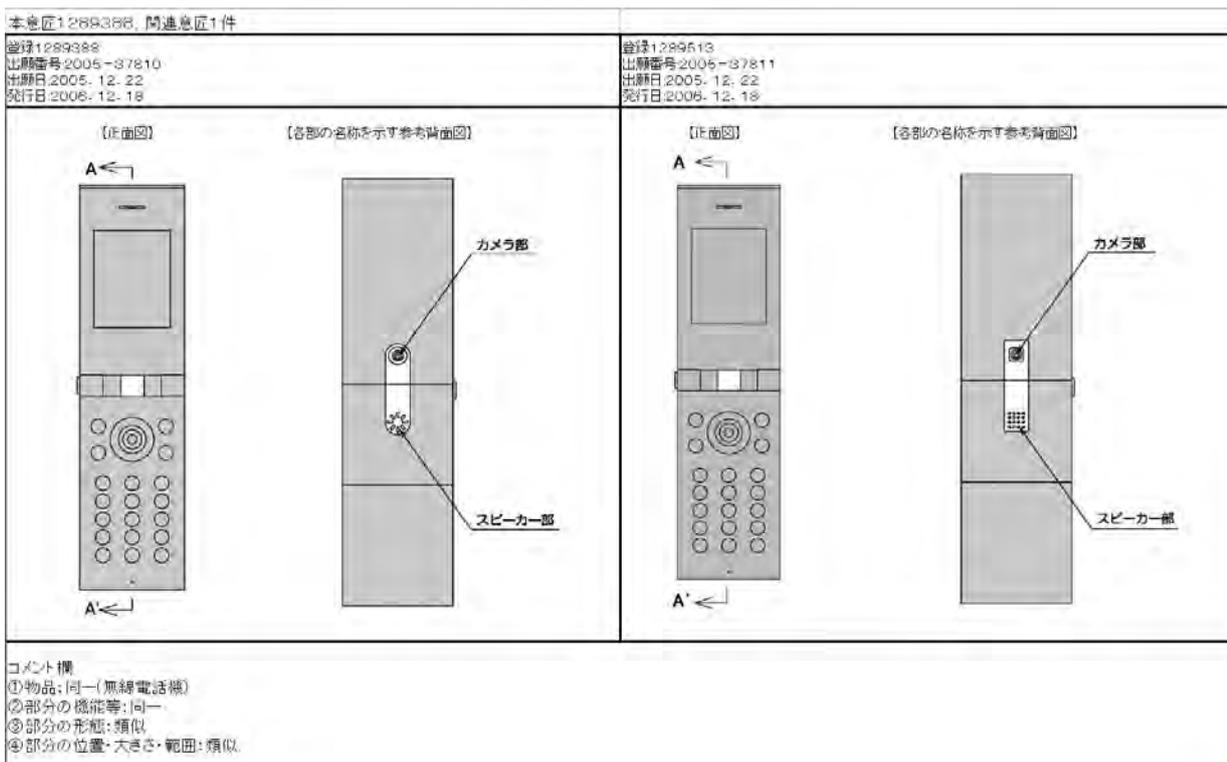
また、当該「サブ表示部」と「スピーカー部」は前

者が長円であるのに対し、後者は花卉状の態様で表されている点も異なる。そこで以下にこれら本意匠の関連意匠事例 C - ②、C - ③を挙げる。

C - ② (類似と判断された、本意匠 1283832 号と関連意匠 1284070 号)



C - ③ (類似と判断された、本意匠 1289388 号と関連意匠 1289513 号)



事例C-②, C-③の何れにおいても、「スピーカー部」の態様は本意匠と関連意匠とで異なっている。また、ヒンジ部の外側に設けられた明調子部分の態様も本意匠が長円状なのに対し、関連意匠が角形矩形状であるから、この点も両者は異なる。しかしながら、これら事例C-②, C-③は何れも類似の意匠として意匠登録がされている。したがって、事例Cの場合にお

いては、意匠登録を受けようとする部分の機能等が「サブ表示部」と「スピーカー部」で異なることが類否の決め手だったのではないかと考えることができる。この点は前記事例Bと対比して考えると興味深い。

(2) 包装用容器についての研究成果の一例
次に、包装用容器の分野についても一例を挙げる。

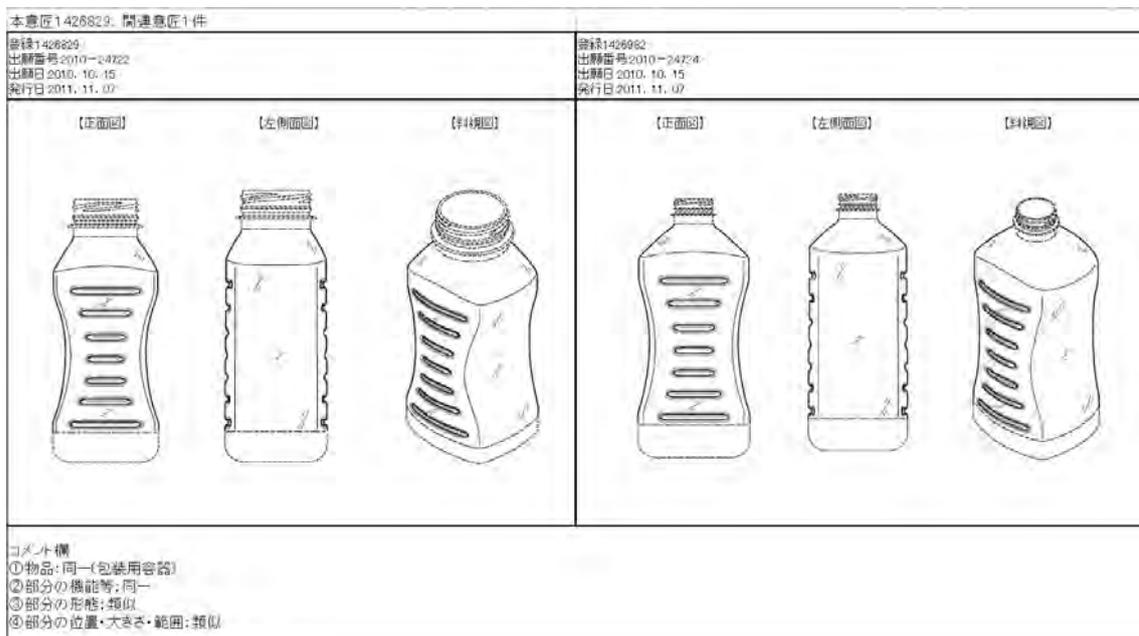
事例D

D-① (互いに非類似と判断された、本意匠 1426829号, 本意匠 1426828号)

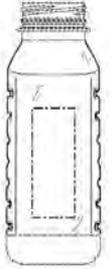
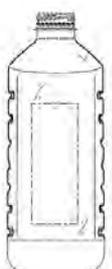


次に、これら本意匠の関連意匠について検討してみると以下の通りである。

D-② (類似と判断された、本意匠 1426829号と関連意匠 1426982号)



D-③ (類似と判断された, 本意匠 1426828 号と関連意匠 1426981 号)

本意匠1426828、関連意匠1件 登録1426828 出願番号2010-24721 出願日2010.10.15 発行日2011.11.07			登録1426981 出願番号2010-24730 出願日2010.10.15 発行日2011.11.07		
【正面図】	【左側面図】	【斜視図】	【正面図】	【左側面図】	【斜視図】
					
コメント欄 ①物品:同一(包装用容器) ②部分の機能等:同一 ③部分の形態:類似 ④部分の位置・大きさ・範囲:類似					

このように、事例D-②、D-③から、事例Dにおける類否判断の決め手を検討すると、容器側面部に設けられた矩形状部分（一点鎖線で囲まれた、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界を示す線部分）の有無にあると思われる。すなわち、前記した意匠審査基準における、部分意匠の類否判断4要件のうち、④の対比される部分の位置・大きさ・範囲について、同一等であるか否かが決め手になったものと理解され得る。

事例 E

事例 E - ① (互いに非類似と判断された, 本意匠 1317650 号, 本意匠 1320052 号, 本意匠 1320762 号, 本意匠 1324419 号)

非類似の本意匠4件			
本意匠 1317650 出願番号 2007-8424 出願日 2007.4.2 発行日 2007.12.17	本意匠 1320052 出願番号 2007-8427 出願日 2007.4.2 発行日 2008.1.29	本意匠 1320762 出願番号 2007-8433 出願日 2007.4.2 発行日 2007.12.28	本意匠 1324419 出願番号 2007-8435 出願日 2007.4.2 発行日 2008.9.17
コメント欄 ①物品:同一(包装用瓶) ②部分の機能等:類似 ③部分の形態:非類似 ④部分の位置・大きさ・範囲:類似			
拒絶理由通知・登録	第3条1項拒絶理由通知→第9条5項協議・意見書提出→登録査定		第3条1項拒絶理由通知→第9条5項協議→登録査定

これら4件の本意匠は何れも容器上部以外の部分で意匠登録を受けようとするものである。形状としては上部膨出型か下方広がり型の相違, 容器表面凹凸で施

された縞模様の有無の相違があり, 審査上は何れも非類似の意匠である。そこで, 以下にこれら4件の本意匠の関連意匠を検討する。

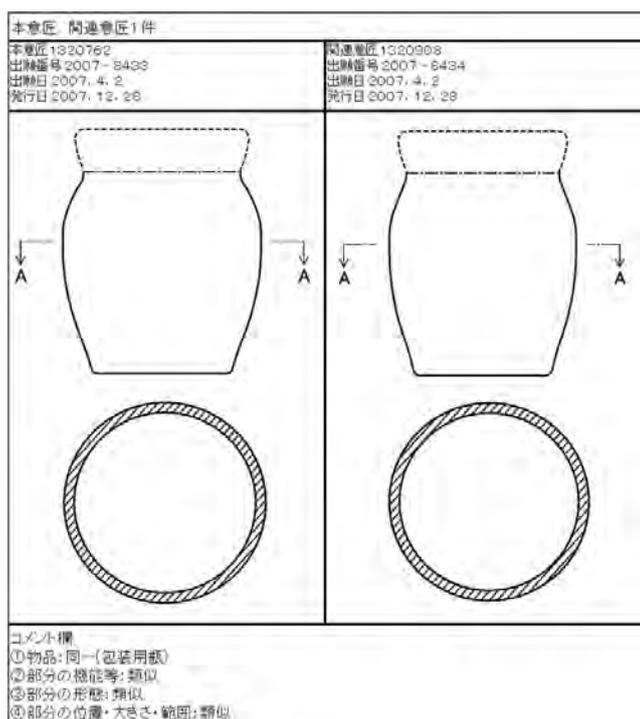
E - ② (類似と判断された, 本意匠 1317650 号と関連意匠 1317821 号)

本意匠 関連意匠1件	
本意匠 1317650 出願番号 2007-8424 出願日 2007.4.2 発行日 2007.12.17	関連意匠 1317821 出願番号 2007-8425 出願日 2007.4.2 発行日 2007.12.17
コメント欄 ①物品:同一(包装用瓶) ②部分の機能等:類似 ③部分の形態:類似 ④部分の位置・大きさ・範囲:類似	

E - ③ (類似と判断された, 本意匠 1320052 号と関連意匠 1320385 号)

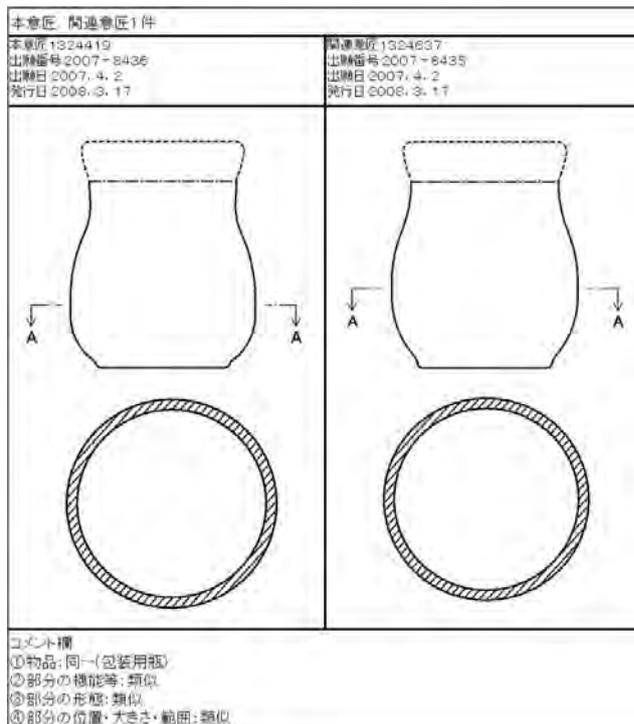
本意匠 関連意匠1件	
本意匠 1320052 出願番号 2007-8427 出願日 2007.4.2 発行日 2008.1.29	関連意匠 1320385 出願番号 2007-8426 出願日 2007.4.2 発行日 2008.1.29
コメント欄 ①物品:同一(包装用瓶) ②部分の機能等:類似 ③部分の形態:類似 ④部分の位置・大きさ・範囲:類似	

E - ④ (類似と判断された, 本意匠 1320762 号と関連意匠 1320908 号)



事例E - ①について, 関連意匠の事例E - ②からE - ⑤までを含めて検討すると, まず上部膨出型か下方広がり型の相違があれば非類似であり, 表面縞模様の有無の相違によっても非類似の意匠と判断されていることが理解される。なお, 模様の有無と類似性の有無については, 意匠の利用関係における問題とも相まっ

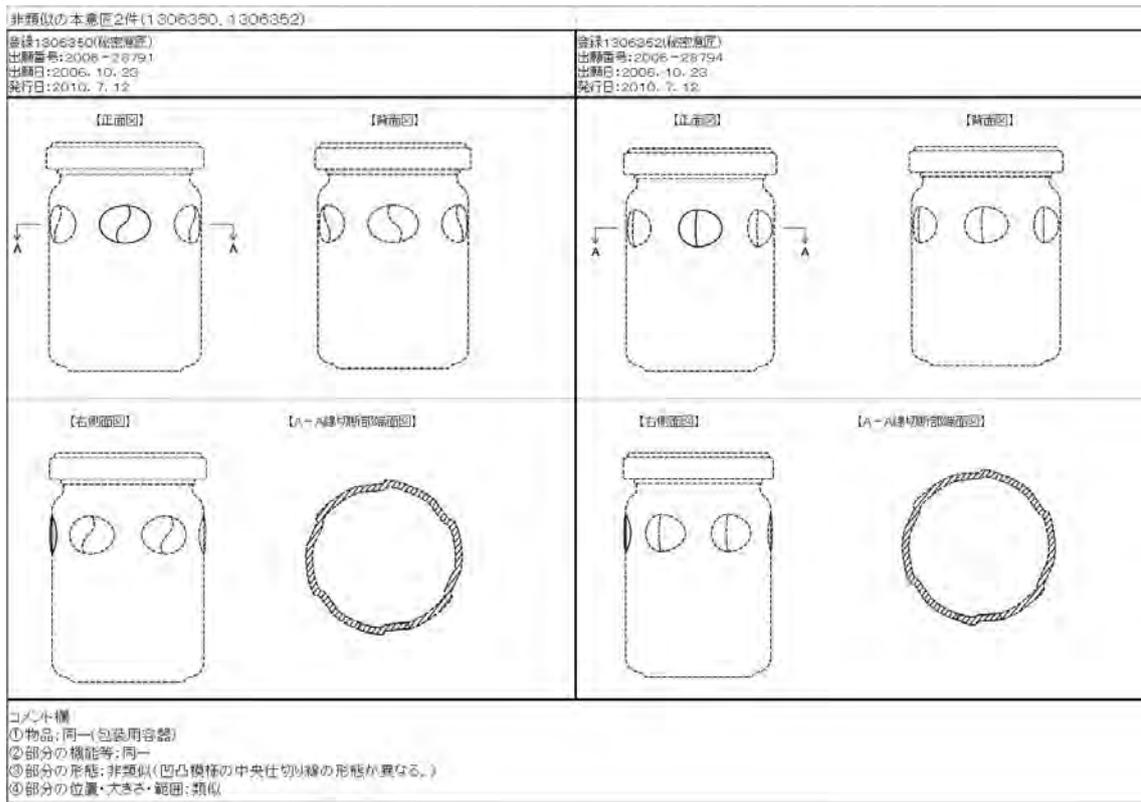
E - ⑤ (類似と判断された, 本意匠 1324419 号と関連意匠 1324637 号)



て興味深い。ともあれ, 包装用容器の分野においては意匠登録件数が多いため, 要部におけるわずかな相違が類否判断に大きく影響し, 権利範囲が狭まる傾向にあるのではないかという意見が部会内の大勢を占めた。しかしながら, その一方, 下記事例Fに示すような登録例も存在した。

事例 F

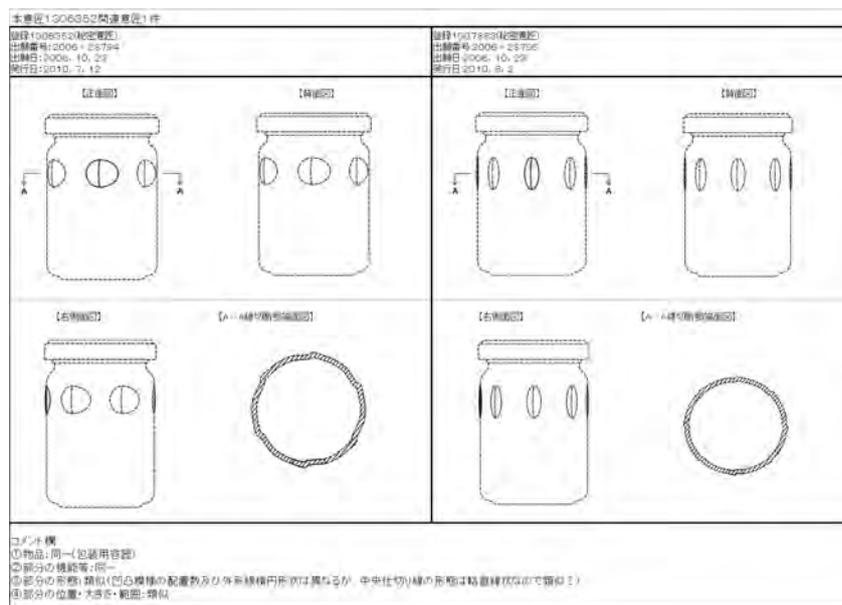
事例 F - ① (互いに非類似と判断された, 各本意匠 1306350 号, 本意匠 1306352 号)



これら各本意匠は、容器の上部表面周に表された横長楕円状部分について意匠登録を受けている。両意匠の相違は、中央に設けられた線模様がS字曲線状であるか直線状であるかの違いである。当該本意匠同士の

みで考えると、やはりわずかな相違であっても類否に大きく影響する傾向にあるのかとも思われる。そこで、次にこれらの関連意匠について考察する。

F - ② (類似と判断された, 本意匠 1306352 号と関連意匠 1307883 号)



F-③ (類似と判断された、本意匠 1306350 号 (左端) と関連意匠 1306949 号, 関連意匠 1317788 号, 関連意匠 1330338 号, 関連意匠 1330339 号)

本意匠1306350、関連意匠4件		登録1306949(秘密意匠)	登録1317788(秘密意匠)	登録1330338(秘密意匠)	登録1330339(秘密意匠)
登録番号:2006-28791 出願日:2006.10.23 発行日:2010.7.12	登録番号:2006-28792 出願日:2006.10.23 発行日:2010.7.20	登録番号:2007-16168 出願日:2007.6.18 発行日:2010.12.6	登録番号:2007-16168 出願日:2007.6.18 発行日:2011.5.9	登録番号:2007-16167 出願日:2007.6.18 発行日:2011.5.9	
【正面図】 【背面図】	【正面図】 【背面図】	【正面図】 【背面図】	【正面図】 【背面図】	【正面図】 【背面図】	
【右側面図】 【A-A線切新部端面図】	【右側面図】 【A-A線切新部端面図】	【右側面図】 【A-A線切新部端面図】	【右側面図】 【A-A線切新部端面図】	【右側面図】 【A-A線切新部端面図】	
<p>コメント欄 ①物品:同一(包装用容器) ②部分の機能等:同一 ③部分の形態:類似(破線で描かれた適用商品、部位は異なるが、凹凸様様の中央仕切り線の波状形態は類似?) ④部分の位置・大きさ・範囲:類似(位置、大きさ?)</p>					

事例F-②, 事例F-③についても, 実線部分の形状自体については, 横長楕円が縦長楕円にバリエーションを広げたものと考えられるが, 事例F-③の場合, 当該部分が表された位置に部会内での注目が集まった。

事例F-③では, 意匠登録を受けようとする部分が本意匠とほぼ同じ位置(容器の上部)にある場合のみならず, 容器の中央部分, 容器の下部に表されている場合であっても, 本意匠に類似する意匠であると判断されている。

更に, 事例F-③では, 破線部分に表された形態が相当程度に異なる場合であっても本意匠に類似するものと判断されている点も興味深い。すなわち, 本意匠1306350号と上記右端から2番目の関連意匠1330338号の場合などは, 本意匠が広口タイプの略同径円筒状の容器であるのに対し, 関連意匠は容器の首部・肩部・胴部へと下方に行くに従って, 容器の径が広がるタイプの容器である。また上記右端に掲載した関連意匠1330339号についても容器自体の形態は本意匠と相当程度に異なるが, 何れも本意匠に類似する意匠である。

この点は, 部分意匠における位置・大きさ・範囲の要件(前記④の要件)と, 当該部分以外の部分, すな

わち破線部分の持つ意義についての考察とも関係し, 部分意匠の類否判断における考え方である「独立説」, 「要部説」, 「タイプ別部分意匠類否説」(注2)などの諸論点とも関係するため, 当部会内でも活発な議論がなされた。

特許庁意匠審査基準は破線部分の解釈についてあまり言及していないようであるが, 当該意匠審査基準71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」(3)の項によれば, 部分意匠の意匠登録出願において, 意匠登録を受けようとする部分の特定にあたっては, 「意匠登録を受けようとする部分を実線で描き, その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分が特定されていなければならない」とあるため, このことから「意匠登録を受けようとする部分」の位置, 大きさ, 範囲, また当該部分の用途及び機能を特定するに際しては, 破線等で示された形状等も参酌され得ると考えることもできる。

裁判例においても, 「プーリー事件判決」(平成18年(行ケ)第10317号)では, 部分意匠における破線部分の解釈につき, 「本願意匠は凹陷部自体について意匠登録を受けようとするものではないが, 本願実線部分はディスク部に凹陷部を有しないプーリーのディスク部に位置することが予定されていない。よって, 両意

匠の位置には差異がある」と判断し、当該プーリー全体の形態の中での位置が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものではないため、当該位置の差異は看者に対して、全く異なった美感を与えるため、両意匠は非類似であるとしている。

よって、このような破線部分の解釈に鑑みれば、事例F-③の場合は、かなり広い範囲で権利が認められたと考えることができるのではないかとの意見が出た。

4. 最後に

以上述べてきたように、本年度（2011年）の第1部会では、特許庁における部分意匠登録事例を収集し、この中から特に興味深いものについて、類否判断を中心に研究を行ってきた。しかしながら、本誌の限られた紙面では研究成果の一部しか紹介することができないのが悔やまれる。

そこで、本年度（2011年）の当部会の研究成果については、別途弁理士会のデータベース等に全内容を掲載することを現在検討中である。

また、次年度（2012年）の部会においても、継続的に部分意匠登録事例を研究する予定であるので、これらの研究成果についても機会を見て会員の皆様に紹介できればと思う。

注1：特許庁意匠審査基準、第7部、第1章、部分意匠、71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」、同審査基準71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」の項を御参照のこと。なお、当該基準は、部分意匠における意匠法第9条及び第10条の規定においても同様である（同審査基準71.9及び71.9.1）。

注2：学説上における部分意匠の類否判断は、概ね次のように分かれている。

「独立説」：物品の部分を対象とする部分意匠は、物品の全体同士を見比べるという基礎が存在せず、よって、権利主張されている部分がどのような部位に用いられていると、破線等に表示された部分の形状等を問題とすることなく、部分自体の形態を中心に類否を判断するとする説であり、米国実務に近い考え方であるとされている。なお、当該説についての詳細は、佐藤恵太著「部分意匠の権利範囲に関する覚書」（「知的財産と現代社会－牧野利秋判事退官記念」信山社、1999年刊、第692頁）を御参照頂きたい。

「要部説」：破線部分は実線部分のおおよその位置関係等を示すために用いているのであるから、明らかに位置関係等を異にする物品に対して意匠権の効力は及ばないとする説であり、現在の特許庁実務に近い考え方であるとされている。なお、当該説についての詳細は、田村善之著「知的財産法」（有斐閣、1999年刊、第312頁）を御参照頂きたい。

「タイプ別部分意匠類否説」：部分意匠を、部分自体に創作的寄与があるものと、部分自体には創作的寄与はないが、全体との配設関係（位置、大きさ、範囲）に創作的寄与があるものの2つのタイプに分け、前者は独立説を適用し、後者は要部説を適用する説であるとされている。なお、当該説についての詳細は、青木博通著「タイプ別部分意匠類否論」（「DESIGN PROTECT」社団法人日本デザイン保護協会、2001年刊、第8頁から第15頁まで）を御参照頂きたい。

（原稿受領2012.6.15）

